

○ グリーン化税率の適用例

たとえば、自家用自動車(※)の年税額は総排気量等の区分に応じ、次の表のとおりとなります。

◆ 税率が軽減される自動車(軽課)

(単位:円)

総排気量等	グリーン化税率の適用がない自動車の税率	グリーン化税率の適用対象自動車の税率 (軽課:75%)
1.0リットル以下	25,000	6,500
1.0リットル超1.5リットル以下	30,500	8,000
1.5リットル超2.0リットル以下	36,000	9,000
2.0リットル超2.5リットル以下	43,500	11,000
2.5リットル超3.0リットル以下	50,000	12,500
3.0リットル超3.5リットル以下	57,000	14,500
3.5リットル超4.0リットル以下	65,500	16,500
4.0リットル超4.5リットル以下	75,500	19,000
4.5リットル超6.0リットル以下	87,000	22,000
6.0リットル超	110,000	27,500
電気自動車	25,000	6,500

◆ 税率が重くなる自動車(重課)

(単位:円)

総排気量等	グリーン化税率の適用対象自動車の税率 (重課:15%)
1.0リットル以下	33,900
1.0リットル超1.5リットル以下	39,600
1.5リットル超2.0リットル以下	45,400
2.0リットル超2.5リットル以下	51,700
2.5リットル超3.0リットル以下	58,600
3.0リットル超3.5リットル以下	66,700
3.5リットル超4.0リットル以下	76,400
4.0リットル超4.5リットル以下	87,900
4.5リットル超6.0リットル以下	101,200
6.0リットル超	127,600

(※) 上の表以外の自動車(バス・トラックなど)の税率については、青森県中央県税事務所へお問い合わせください。

なお、自動車税の税率については、県庁HP 県税・市町村税インフォメーションでもご覧いただけます。

● このほか、自動車税についてのご相談は青森県中央県税事務所までお問い合わせください。

青森県中央県税事務所 〒030-8530 青森市新町2丁目4-30 青森県庁舎北棟1階

TEL 017-722-1111(内線6616~6618) FAX 017-773-1371

017-734-9974(直通)

県税・市町村税インフォメーション

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/zaimu/zeimu/top.html>



青 森 県